

発行日：2003年7月14日(月)

掲示

管理組合広報 (平成15年度 第10号)

組合費(管理費、修繕積立金、駐車料金) の滞納防止について

常日頃は管理組合業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
管理組合は、組合員皆様方の組合費で運営されていることは、
周知のとおりであります。

先の第21回通常総会に於いて、駐車場料金滞納(約100万円、
前年比倍増)に関し、その対応について組合員よりご指摘・ご質問
がありましたが、管理組合では以下の手順にて督促業務を遂行し、
未収入金の解消に努めております。

1カ月の未収が確認された場合 ハガキによる請求書送付

3カ月滞納の場合「管理費等のお支払いについて」の文書送付。

5カ月滞納の場合、 の内容を変えて「お支払いについて」の文
書を送付

6カ月以上滞納の場合「督促状」の送付

督促状の期限までに支払いがない場合は、管理組合理事会協議の
上、理事・管理会社職員による訪問督促、内容証明郵便の送付

以上の主旨 ご理解の上、組合員各位のご協力を宜しくお願い申し
上げます。